

【レポート】

国民健康保険の 滞納整理業務について

京都府本部／自治労京都市職員労働組合
北村 和美

はじめに

私は京都市で会計年度任用職員として働いています。

私達の主な業務は国民健康保険の滞納整理です。国民健康保険制度を維持には、滞納保険料の回収が不可欠であり、これにより将来的にも福祉医療を提供し続けることが可能となります。私はこれらの現状と課題についてレポートをまとめました。

京都市国民健康保険とは

国民健康保険は、他の公的医療保険制度に加入していない全日本在住住民を対象とした医療保険制度で日本の国民健康保険法を根拠とする法定強制保険です。主に市町村が運営しています。

国民健康保険料は、医療分・後期高齢者支援分・介護分の3つで構成されているため医療費の増加や高齢化の進展により基本的には保険料も上昇する制度となっています。

京都市においては、一般会計からの財政支援や基金の活用といった多額の財源を投入することで保険料が上昇しないように努めており、令和6年度の保険料率は前年度と同率に据え置いています。しかしながら、今後も医療費の増加や高齢化の進展が見込まれ、基金の残高もわずかになっていることを踏まえると、令和7年度以降は保険料の引き上げを検討せざるを得ません。

加入状況について

被用者保険等の対象とならない全ての国民を加入対象としているため、高齢化の進展や経済状況、就業構造の変化の影響等により、高齢者や低所得者の加入割合が増加しています。このため、医療費水準が高いものの加入者の所得水準が低く、保険料負担が重いという構造的な問題を抱えています。

京都市国保においては、他の政令指定都市と比べても、低所得者の加入割合が高く、財政基盤は極めて脆弱であり、多額の一般会計からの繰入れを実施しています。

資料1 令和5年度 京都市国民健康保険事業運営計画資料

国民皆保険における最後のセーフティネットの役割を担う国民健康保険は、高齢者や低所得者の加入割合が高いなど構造的な問題を抱えており、国保保険者は厳しい財政状況での制度運営を余儀なくされている。京都市国保も例外ではなく、決算見込で約28億円の累積黒字となったものの、今後も、高齢化の進展や医療の高度化などによる1人当たり医療費の増加が見込まれており、大変厳しい財政状況にある。また、本市においては、これまでから多額の一般会計繰入金による財政支援を行っているが、本市財政状況や行財政改革計画を踏まえ、一般会計と国保財政の双方が持続可能なものとなるよう取り組んでいく必要がある。本計画は、被保険者の皆様に将来にわたって必要な医療を享受いただけるよう、京都市国保の置かれた現状と課題を確認するとともに、「健康長寿のまち・京都」の取組とも連携しつつ、医療費の適正化や確実な財源の確保など収支改善に向けて取り組むべき各種方策について掲載し、着実な推進につなげることで、京都市国保の運営安定化を図るために策定するものである。計画策定の趣旨また昨今、レセプトの電子化や特定健康診査結果等の蓄積が進み、データ分析に基づく効果的な保健事業の実施が可能な環境が整いつつあることから、データに基づいた保健事業をPDCAサイクルによって実施するため、「第2期保健事業実施計画」（データヘルス計画）及び「第3期特定健康診査・特定保健指導実施計画」（計画期間：平成30年度から平成35年度（令和5年度）までの6年間）に基づき、取組を進めるものである。

資料 2 国民健康保険制度の構造的な問題

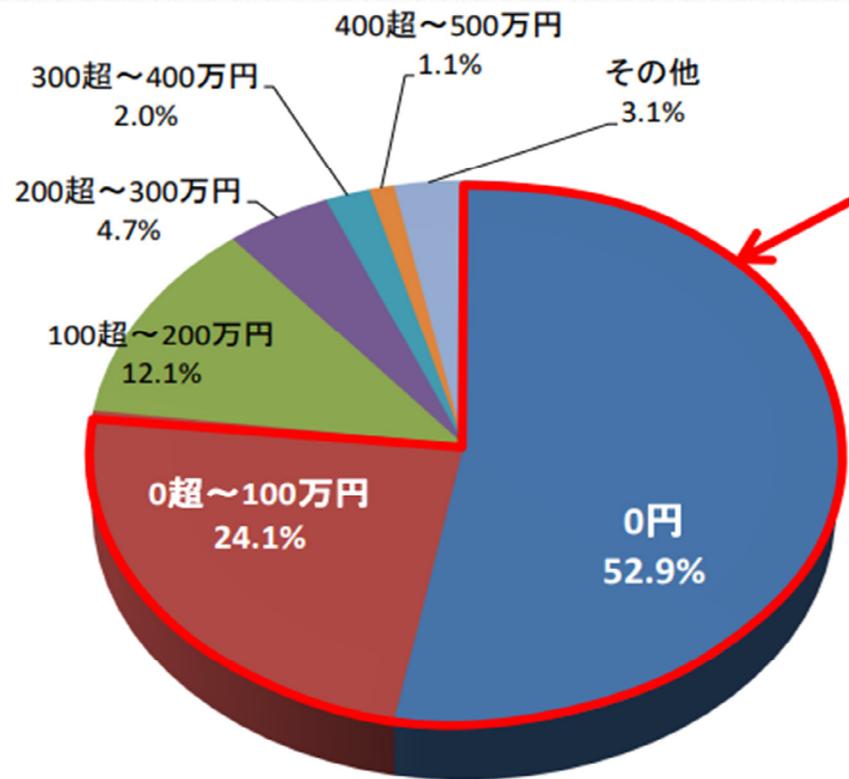
国民健康保険制度の構造的な問題

- ・ 低所得者の加入割合が高い
- ・ 高齢者の加入割合が高い
- ・ 医療費や保険料に大きな地域格差がある

国民健康保険は、被用者保険等の対象とならないすべての国民を対象としているため、高齢化の進展や経済状況、就業構造の変化の影響等により、高齢者や低所得者の加入割合が増加している。このため、医療費水準が高いものの加入者の所得水準が低く、保険料負担が重いという構造的な問題を抱えている。

本市国保においては、他の政令指定都市と比べても、低所得者の加入割合が高く、財政基盤は極めて脆弱であり、多額の一般会計からの繰入れを実施している。

資料3 被保険者の所得の状況



所得割基礎額
(基礎控除後の総所得額)
100万円以下の世帯が77.0%

低所得者の加入割合が高い

京都市国保における所得割基礎額階層別世帯数
(令和5年1月末現在)

資料4 被保険者・世帯の加入状況等

(世帯数・被保険者数等の推移)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減(R4 - R3)
世帯数 (世帯)	201,815 (27.9%)	196,136 (27.1%)	194,550 (26.6%)	△1,586 (△0.5pt)
被保険者数(人)	293,688 (21.0%)	282,992 (20.4%)	274,334 (19.9%)	△8,658 (△0.5pt)
保険料減額適用率	78.4%	80.3%	83.5%	+3.2pt

※世帯数・被保険者数は3月末時点。()は京都市民全体に対する割合

(65歳以上被保険者数の推移)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減(R4 - R3)
65~74歳(人)	117,954 (39.6%)	117,011 (40.2%)	109,711 (38.8%)	△7,300 (△1.4pt)

※人数は年度平均。()は被保険者数に対する割合

- 被保険者数は、年々**減少傾向**にある。また、65歳以上の被保険者数の割合は、全体の39%を占めている。
- 保険料減額適用率は83.5%となっており、**政令指定都市で最も高い。**

資料5 令和5年度国民健康保険料率

	医療分	後期支援分	介護分	合計
平等割額 (円)	16,610	5,930	4,910	27,450
均等割額 (円)	25,790	9,200	9,970	44,960
所得割率 (%)	7.65	2.82	2.56	13.03

- コロナ禍における被保険者の皆様の生活を考慮し、一般会計からの財政支援分や国保事業基金の活用により財源を確保。
- これにより、対策がなかった場合に1人当たり保険料が9,970円(10.0%)の増額となるところ、保険料率の据置きを実現できた。

滞納整理における現状と課題

【現状・課題】

国民健康保険は相互扶助の制度、加入者の保険料で賄っている部分があります。多くの加入者は高い保険料を納めていますが、低所得の加入者にとって高額な保険料はかなりの負担であり、納められない人がいるのが現状です。保険料を納付しなければ国民健康保険制度が成立しなくなることから、行政処分などの滞納整理を行う必要があります。きちんと納めている加入者と平等性の観点からも自身で納められないのであれば、行政処分として滞納整理を行わなければなりません。納めてもらうに値する財産や収入があれば調査の上差押える、低所得者であればどうやって生活しているのか確認し、必要であれば福祉の案内も必要となります。

滞納整理における現状と課題

【滞納を解消するための主な手法】

まず、納期に納めてない場合、1ヶ月後に督促状を送ります。督促状が送達されてから10日後には差押を執行することができます。しかし加入者の中には事業を営んでいて決算時に一括で納める方や、年金で生活をおくっている方もおり、すぐに差し押さえるのではなく、加入者に寄り添えるよう催告や面接通知を送付して納付を促します。その後来所もしくは電話により納付計画を立ててもらいます。滞納となる理由は様々ですがまず納められていない理由を聞き取ることはとても重要です。滞納者にあわせて分割、納期をずらす等必ず納めてもらいます。

滞納整理における現状と課題

【滞納を解消するための主な手法】

一方、資産や保険料を納めるに足る収入がある場合行政処分の滞納整理を行うこととなります、本来は自主納付を促すのが一番適切な手法ですが、呼び出しに応じない場合は、あらゆる財産を調査し差押を執行します。差押物件としては預金・給与など多岐にわたっています。銀行へ出向きその場で入出金を確認し差押えます。

預金や給与、生命保険などを調査、給与差押を執行する際には給与担当者と在籍確認や給与差押依頼も必要です。最寄りの金融機関へ紹会文書を送り解答を待ちます。回答があれば折衝する際に役立ちます。財産があっても納付できないという場合にもこちらには情報があるので安易な計画の相談には応じることはありません。

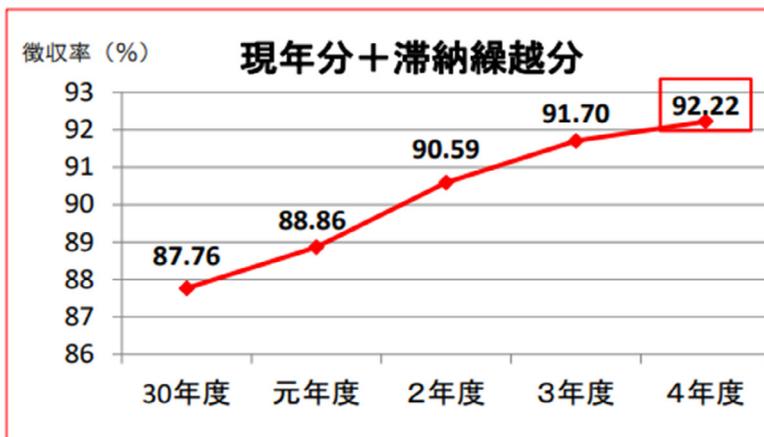
滞納整理における現状と課題

【滞納整理】

国民健康保険料を納めることは義務です。義務をはたさない滞納者には滞納整理を行うこととなります。財産を差押える場合、国税徴収法141条の質問にかかる質問調査権により調査を行い、差押を執行することになります。執行すると滞納者から連絡がある場合があります。即時で差押えている場合解除することはできません。しかし滞納者と折衝をする機会を設けたいときは履行期限をつけます。反対債権がある場合などすぐに連絡があることがほとんどです。この場合換価の猶予で解除し納付する機会を与えます。

最近では、研修の充実での職員のスキルアップにより、最近の京都市の差押件数は約4000件となり、年間徴収率は約91%を超えています。

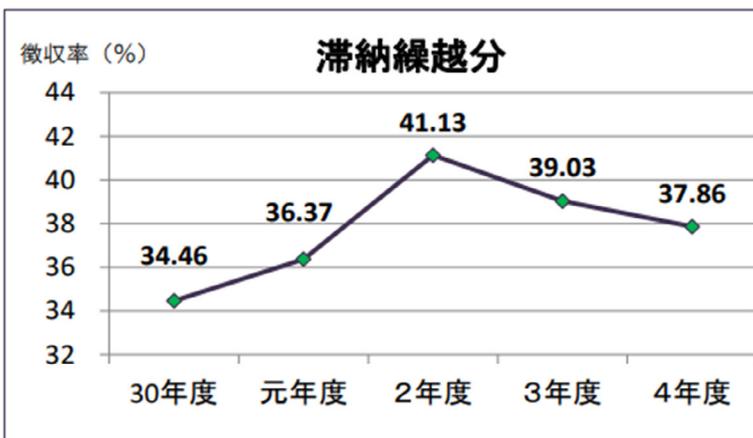
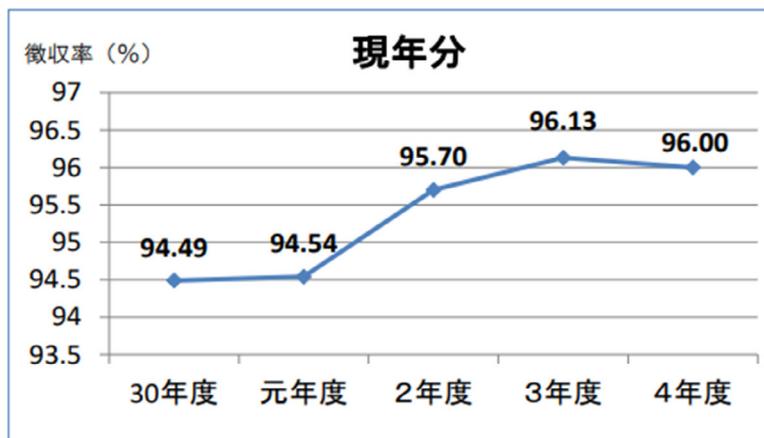
資料6 保険料徴収率の推移



現年分と滞納繰越分を
合わせた全体分徴収率において

過去最高

※平成20年度に後期高齢者医療制度が創設され、
現行の保険料構成となって以降



資料7 徴収率向上対策

徴収率向上対策

副市長を本部長とする「京都市国民健康保険料徴収率向上対策本部」を設置し、本庁・区支所が一丸となって、保険料の確保に取り組んでいる。

【3つの基本方針】

- 1 徹底した財産調査と速やかな滞納処分
- 2 効率的な滞納整理のための進行管理（マネジメント）の徹底
- 3 人材育成の強化（研修等の更なる充実）

<口座振替利用率の向上>

- 国保新規加入時の窓口における勧奨、新規加入者への郵送勧奨の実施
- ペイジー口座振替受付サービスの活用
- 口座振替勧奨に係る広報の実施
 - ・ 窓口に啓発ポスターを掲示
 - ・ 窓口に案内ビラを配架

会計年度任用職員

京都市では滞納整理に正職員と会計年度任用職員があたっています。中でも会計年度任用職員は正職員とほぼ同じ業務をしています。違うのは臨場していないというところのみです。

現在京都市では、約70名の会計年度任用職員が滞納整理に携わっていますが、今の形になる前は徴収嘱託員として滞納者の家を回り保険料を集金していました。平成20年4月から集金業務がなくなり滞納整理業務をするようになりました。そのころは京都市ではまだ国民健康保険料の滞納整理件数は少なかったのですが、非正規の滞納整理職員を配置したことにより差押件数は格段に増えました。現在では年間約4000件の差押を執行しています。

会計年度任用職員

また、別の職場から異動されてきた正職員に仕事を教えるのも会計年度任用職員です。税と違い、保険年金課には保険証を更新や条例減免の案内等があり、どうしても長くその職場にいる私たちが教えることになります。

現在、私たちに与えられていない徴税吏員の権限を付与することによって、格段に処理件数が上がることは確実です。今後同じ業務をするのであれば吏員としての権限を付与することが京都市にとって最大のメリットとなることは間違いないでしょう。

これまで勤務してきた会計年度任用職員に、銀行などへの臨場業務などの権限をもっと付与することにより、モチベーションがあがり、なお一層責任感をもって仕事に取り組むことができます。また雇用の安定や、業務に見合った賃金も必要です。